

# 水質検査成績書

東頭発第 TW-190619-9097-1 号

2019年07月03日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1				
検査受付年月日	2019年06月19日	採水年月日	2019年06月19日	13時10分	
種別	簡易水道水				
水温/気温	19.2℃ / 25.4℃		残留塩素濃度	0.5mg/L	
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0 (個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	0.008 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(-)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	…………… (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	…………… (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	ブロモホルム	0.001未満 (mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	…………… (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満 (mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	…………… (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	…………… (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	…………… (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.05 (mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	…………… (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	…………… (mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	…………… (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	…………… (mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	…………… (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	…………… (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	…………… (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	2.8 (mg/L)	200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	…………… (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	…………… (mg/L)	300以下 (1) 滴定法(別表第22)
四塩化炭素	…………… (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	…………… (mg/L)	500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	…………… (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	…………… (mg/L)	0.2以下 (0.02) SA-HPLC法(別表第24)
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	…………… (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジェオスミン	…………… (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	…………… (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルイソボルネオール	…………… (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	…………… (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	…………… (mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	…………… (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	…………… (mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	…………… (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 (mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	0.06未満 (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値	7.6	5.8~8.6 (-) 連続自動測定機器による pH電極法(別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.008 (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満 (度)	5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)
ジブロモクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1) 積分球式光電光度法(別表第41)
臭素酸	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第18)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に <b>適合</b>	
検査方法基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「……………」は検査対象外です。				

# 水質検査成績書

東頭発第 TW-190619-9098-1 号

2019年07月03日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3				
検査受付年月日	2019年06月19日	採水年月日	2019年06月19日	12時35分	
種別	簡易水道水				
水温/気温	19.3℃ / 26.4℃		残留塩素濃度	0.1mg/L	
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0 (個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	0.018 (mg/L)	0.1以下 (0.01) HS-GC-MS法(-)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.014 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	..... (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	..... (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	ブロモホルム	0.001未満 (mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	..... (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満 (mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	..... (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	..... (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	..... (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	..... (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	..... (mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	..... (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	..... (mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	..... (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	..... (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	..... (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	1.3 (mg/L)	200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	..... (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	..... (mg/L)	300以下 (1) 滴定法(別表第22)
四塩化炭素	..... (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	..... (mg/L)	500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	..... (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	..... (mg/L)	0.2以下 (0.02) SA-HPLC法(別表第24)
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	..... (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジェオスミン	..... (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	..... (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルイソボルネオール	..... (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	..... (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	..... (mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	..... (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	..... (mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	..... (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 (mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	0.06未満 (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値	7.8	5.8~8.6 (-) 連続自動測定機器による pH電極法(別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.018 (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満 (度)	5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)
ジブロモクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1) 積分球式光電光度法(別表第41)
臭素酸	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第18)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に <b>適合</b>	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				